

第214期

定時株主総会招集ご通知



感動を、シェアしたい。

大分銀行

日時

2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

場所

大分市府内町3丁目4番1号
当行本店7階大会議室

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2020年6月23日(火)
午後5時30分まで

宇佐神宮 (大分県宇佐市)



新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

本株主総会につきましては、適切な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を実施した上で、開催させていただくこといたしました。株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、極力、書面(議決権行使書のご返送)やインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。株主様の安全を第一に開催したく、株主の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

経営理念

『地域社会の繁栄に貢献するため銀行業務を通じ最善をつくす』

ブランドスローガン

『感動を、
シェアしたい。』

当行の経営理念は、「社会における役割・責任・目標、そして共通の価値観」を明示しており、行員一人一人がこの使命を銘記し、銀行業務を全力で遂行してまいります。また、経営理念にうたわれた使命を達成するために、地域の皆さまと一緒に地域社会の発展に寄与するとともに、お客さまに満足していただけるサービスをお届けするという目標に向かって前進してまいります。

INDEX

■ 第214期定時株主総会招集ご通知 …………… 1 インターネット等による議決権行使のご案内………… 3	■ 事業報告 …………… 11
■ 株主総会参考書類 …………… 5	■ 計算書類 …………… 29
第1号議案 剰余金処分の件 …………… 5	■ 監査報告書 …………… 33
第2号議案 取締役3名選任の件 …………… 6	Q & A …………… 39
第3号議案 監査役2名選任の件 …………… 9	SDGsについて …………… 41
	株主総会会場ご案内図

ごあいさつ



株主の皆さま方には、平素より大分銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

皆さまには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会生活や経済活動に影響を受けられていることに心よりお見舞い申し上げます。

ここに、第214期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2019年4月より「中期経営計画2019」をスタートさせ、当行の一貫した経営戦略である「地域密着化戦略」を一段と高い次元へ押し進めるとともに、基本方針を「CSVの進化（Creating Shared Value：共有価値の創造）」とし、地域の豊かな未来を切り開くべく、全行一丸となって各種施策へ取り組んでおります。

昨年は大分県においても「ラグビーワールドカップ2019」の試合が開催され、県内も大いに盛り上がりましたが、その後本年に入り、新型コロナウイルス感染症が多くの方々に影響を及ぼす状況となっています。消費・生産活動両面で地域の経済が支障をきたしている今こそ、積極的にお客さまに寄り添い、地域を支え、地域と共に生きていく所存でございます。それが当行の使命を果たすことであり、存在価値を認めていただくことであると決意を新たにしております。

株主の皆さま方には、当行の取り組みに対しまして、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上

2020年6月

取締役頭取

後藤 富一郎

証券コード 8392
2020年6月2日

株主各位

大分市府内町3丁目4番1号
株式会社大分銀行
取締役頭取 後藤富一郎

第214期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第214期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月23日（火曜日）午後5時30分**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）
- 2.場 所 大分市府内町3丁目4番1号 当行本店7階大会議室
- 3.目的事項

- 報告事項**
1. 第214期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第214期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2020年6月24日(水)
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2020年6月23日(火)
午後5時30分到着分まで

インターネット



後記（3頁～4頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限
2020年6月23日(火)
午後5時30分送信分まで

詳細は3頁～4頁をご覧ください。

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) 当行の新株予約権に関する事項 | (5) 親会社等との間の取引に関する事項 |
| (2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | (6) 会計参与に関する事項 |
| (3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 | (7) その他 |
| (4) 特定完全子会社に関する事項 | |

2. 計算書類等

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 株主資本等変動計算書 | (3) 連結株主資本等変動計算書 |
| (2) 個別注記表 | (4) 連結注記表 |

したがって、本招集ご通知の添付資料は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。



当行ホームページ
アドレス

<https://www.oitabank.co.jp/kabunushi/kabusiki/soukai/>



当行では節電のため冷房の温度を高く設定しておりますので、株主さまにおかれましては軽装(クールビズ)にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2020年6月23日（火）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶

<https://www.e-sokai.jp>



❗ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人

日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

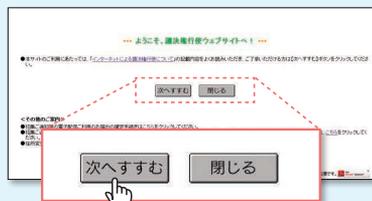
0120-707-743

受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）



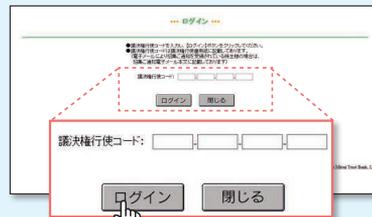
「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当行は、長期的かつ安定的な経営基盤の強化と内部留保の充実による財務体質の強化に努めており、安定配当を継続実施していくことを利益配分の基本方針としております。

この方針のもと、第214期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案のうえ、1株につき40円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき40円と合わせ、年間の配当金は1株あたり80円となります。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

	当行普通株式	1株につき	金 40円
1	総額		629,622,080円（自己株式は除く）

これにより、中間配当金を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき 金 80円となります。

2 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月25日(木)

2. 剰余金の処分にに関する事項

1	増加する剰余金の項目およびその額	
	別途積立金	3,000,000,000円

2	減少する剰余金の項目およびその額	
	繰越利益剰余金	3,000,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役桑野和泉、大崎美泉の2氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役田中秀幸氏は2020年6月15日をもって辞任されますので、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	おお さき よしみ 大崎美泉	再任 社外 独立 取締役
2	おか まつ のぶ ひこ 岡松伸彦	新任 常務執行役員
3	やま もと あき こ 山本章子	新任 社外 独立 女性



■ 所有する当行の株式数
336株

■ 取締役在任年数 **2年**
(本総会終結時)

社外取締役候補者 とした理由

1 おお さき よしみ
大崎美泉 1954年10月20日生

再任 社外 独立

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	別府大学専任講師	(重要な兼職の状況)
1987年 4月	大分大学経済学部助教授	国立大学法人 大分大学
1995年10月	大分大学経済学部教授	副学長 (理事)
2013年10月	大分大学広報戦略担当学長補佐 (至2015年9月)	
2016年 8月	大分大学経済学部学部長	
2018年 6月	大分銀行非常勤取締役	
2019年10月	大分大学副学長 (理事)	
	現在に至る	

国立大学法人 大分大学の理事兼副学長としての幅広い経験と同大学 経済学部教授や学部長を歴任した高い学識を有するほか、2018年6月から社外取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続き、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。



■ 所有する当行の株式数
2,077株

取締役候補者 とした理由

2 おか まつ のぶ ひこ
岡松伸彦 1961年6月22日生

新任

■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	大分銀行入行
2005年12月	犬飼支店長
2007年 6月	人事部人事役
2011年 3月	津久見支店長
2013年 6月	日田支店長
2015年 6月	執行役員中津支店長
2017年 6月	常務執行役員別府支店長
2019年 6月	常務執行役員本店営業部長
	現在に至る

当行において、本部での業務執行管理の経験に加え、津久見支店長、日田支店長、中津支店長、別府支店長を歴任する等、県内主要地域における支店長経験も豊富で、2019年6月より本店営業部長を務めております。

経営管理を適切に統括する資質・実績を有しており、長年営業店で培ってきた知見と経験を活かし、今後も当行の業績向上に貢献することが期待できるため、取締役候補者としました。



■ 所有する当行の株式数
0株

3 ^{やま もと あき こ} 山本章子 1958年7月20日生



■ 略歴・地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	大分県庁入庁	(重要な兼職の状況)
2013年 4月	生活環境部 地球環境対策課長	学校法人道德学園理事
2014年 4月	同部 生活環境企画課長	
2015年 5月	同部 参事監兼生活環境企画課長	
2016年 1月	東部振興局長	
2018年 4月	生活環境部長	
2019年 3月	大分県庁退職	
2020年 5月	学校法人道德学園理事	
	現在に至る	

社外取締役候補者
とした理由

これまでの長年にわたる地方行政等の経験や実績を高く評価し、その十分なる知見により、当行の経営全般を俯瞰する立場から、当行が抱える課題の本質を把握し、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 大崎美泉氏および山本章子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者の大崎美泉氏と当行との間には通常の銀行取引があります。また、同氏が理事である国立大学法人大分大学と当行との間には、通常の銀行取引があります。社外取締役候補者の山本章子氏と当行との間には通常の銀行取引があります。また、同氏が理事である学校法人道德学園と当行との間には、通常の銀行取引があります。その他の取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
3. 大崎美泉氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める独立役員として届け出ております。また、山本章子氏が選任された場合は東京証券取引所および福岡証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当行は、大崎美泉氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。大崎美泉氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山本章子氏が選任された場合は、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役衛藤秀樹氏および岡村邦彦氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	おか 村 くに 彦 岡 村 邦 彦	非常勤監査役
2	さがら まさ けい 相 良 雅 幸	執行役員



1 おか 村 くに 彦
岡 村 邦 彦 1957年2月19日生

再任 社外 独立

略歴・地位および重要な兼職の状況

1991年4月	大分県弁護士会登録	2011年7月	大分市選挙管理委員会委員長
1994年8月	岡村法律事務所開設	2014年4月	大分県弁護士会会長 (至2015年3月)
1997年4月	大分県弁護士会副会長 (至1999年3月)	2015年6月	大分銀行補欠監査役
2003年3月	大分市顧問弁護士	2016年6月	大分銀行非常勤監査役 現在に至る
2004年4月	大分県弁護士会刑事 弁護センター所長 (至2008年3月)	(重要な兼職の状況)	
2006年3月	株式会社ジョイフル 非常勤監査役	株式会社ジョイフル非常勤監査役	

所有する当行の株式数
0株

監査役在任年数
(本総会終結時) **4年**

社外監査役候補者とした理由

弁護士として培われた法律の専門的知識を有しており、これまでも当行の社外監査役として適切な意見を頂いてきました。引き続き、企業法務等に携わってきた豊富な経験を活かし、公正中立の立場で監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断し、社外監査役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
777株

2 さがら まさ ゆき 相良雅幸 1959年3月27日生

新任

■ 略歴・地位および重要な兼職の状況

1982年 4月	日本銀行入行	2015年 6月	大分銀行入行
2000年 7月	審査局調査役	2015年 6月	執行役員監査部長
2003年 7月	審査局企画役	2017年 6月	執行役員リスク統括部長
2011年 5月	金融機構局参事役		現在に至る
2011年11月	金融機構局上席審査役		
2012年 5月	日本銀行前橋支店長		
2014年 5月	検査室検査役		
2015年 5月	日本銀行退職		

監査役候補者 とした理由

日本銀行において審査局、金融機構局、支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性ならびに豊富な知識と実務経験を有するほか、2015年6月から当行執行役員として監査部長、リスク統括部長として、当行の内部監査やリスク管理全般に携わった豊富な経験と、高い識見を有しております。

公正中立の立場で、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 岡村邦彦氏は、社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者の岡村邦彦氏と当行との間には貸出金等の取引があります。また、同氏が社外監査役である株式会社ジョイフルと当行との間には、貸出金等の取引があります。その他の監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 岡村邦彦氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 当行は、岡村邦彦氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、岡村邦彦氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以 上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 銀行の主要な事業内容

当行は、大分県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務、投資信託・保険商品等の窓口販売業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・事業承継・M&A・海外進出等の支援を中心とするソリューション業務にも積極的に取り組んでおります。

② 金融経済環境

【国内】2019年度の国内経済は、海外経済の減速などの影響から輸出や生産で弱さが続くものの、雇用・所得の改善を背景に、基調としては緩やかな回復の動きが続きました。個人消費は雇用・所得の改善を背景に緩やかに増加しましたが、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症の影響で一部に弱さがみられました。公共投資と設備投資は増加しました。一方、生産活動は海外経済の減速や自然災害の影響から減少し、住宅投資は横ばい圏内で推移しました。有効求人倍率は高水準で推移しました。先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響により個人消費を中心に下押しされ、厳しい状況になることが見込まれます。

【県内】県内経済は、全体として横ばい圏内を維持していましたが、年度末にかけては弱含みで推移しました。設備投資は、製造業・非製造業ともに増加し、とりわけ非製造業において大幅に増加しました。生産活動は海外経済の減速から鉄鋼業を中心にやや弱い動きとなりました。個人消費は、前半は横ばいで推移しましたが、後半は消費増税や暖冬の影響から弱含みとなりました。住宅投資は、貸家など一部に弱い動きがみられました。また、公共投資は防災・減災工事を中心に持ち直しました。観光はラグビーワールドカップが開催された一方、日韓関係の悪化で韓国人観光客が激減したことから全体として横ばいで推移しましたが、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きとなりました。有効求人倍率は高水準で推移しました。

③ 事業の経過及び成果

以上のような経営環境のなか、引き続き経営内容の充実に努め、地域のお客さまのご期待にお応えするため、当行が実施しました主な施策は次のとおりです。

事業の経過

● 経営管理組織、体制の整備等

大きな時代の変化の中にあっても、当行が地域と共に永続的に成長、発展していくため、当行では2011年度以降の10年間に亘る長期の経営計画である「長期経営

計画2011」を策定しており、2019年度からの2年間においては、その最終ステップである「中期経営計画2019」に取り組んでおります。

「中期経営計画2019」では、基本方針を「CSV（※）の進化」と定め、「高付加価値を実現する営業の進化」、「環境変化を先取りする態勢の進化」、「進化を支える基盤の強化」の3つの重要課題に基づく各種施策を展開しております。

（※）Creating Shared Value：地域と当行の共有価値の創造

また、より筋肉質な経営体質への転換に向けた生産性向上への取組みとして、生産性向上PTが中心となり生産性向上施策の試行・展開拡大や、営業体制の再構築、店舗施策の実行などにも鋭意取り組んでおります。

加えて、「中期経営計画2019」と価値観を共有しているSDGsへの取組みとしては、2020年1月に環境省と中・南九州の4行にて「中・南九州の地域循環共生圏に関する連携協定」を締結し、同じく2月には、当行グループとしてのSDGs宣言を公表するなど、取組みを強化しております。

当行は引き続き地域と一体となって成長、発展していくため、「地域密着化戦略」に全行一丸となって取り組み、「長期経営計画2011」の総仕上げに向けた「中期経営計画2019」の各種施策を実践していく所存です。

●新商品・サービス等

個人のお客さま向けの商品として、「J-Coin Pay」、「LINE Pay」、「メルペイ」の各スマホ決済サービスと当行の口座を接続して、店舗での支払いや、個人間送金にご利用いただけるようにいたしました。

個人用の普通預金の口座開設をインターネットで受け付け、お客さまが店舗に行かなくても口座を開設できるようにした他、個人ローンではインターネットを利用した契約手続きとして、「大分銀行ハッピーカードローン」のご利用限度額の増額と、証書貸付タイプのフリーローン「マイ・パートナープラス」の新規契約を新たに開始いたしました。

2018年7月にリリースして好評をいただいております「大分銀行アプリ」もバージョンアップし、定期預金明細や、カードローン明細をアプリ上で確認できるようにするなど、インターネットを活用した各種サービスの充実により、リアルな店舗網の補完を図ってまいります。

事業者のお客さま向けのサービスとしましては、間接業務の効率化を図るクラウド会計システム「大分銀行with会計フリー」（提携企業：freee(株)、企業の各種書類の申請・承認プロセスの効率化を図る「クラウドワークフロー導入支援サービス」（連携企業：(株)SBIビジネスソリューションズ及び(株)オーイーシー）、間接業務の自動化を図る「RPA導入支援サービス」（連携企業：(株)エヌ・ティ・ティ・データ九州及び(株)オーイーシー、並びに(株)パソナ）の3つのツールを活用し、県内企業の人手不足や働き方改革への対応、業務効率化・生産性向上を図るIT化支援の強化を実施しております。引き続き、IT導入に関する補助金の利活用や各種ITツール等の情

報提供を行うとともに、お客さまのIT導入支援体制に関するノウハウ強化を一層図ってまいります。

グローバル展開を目指すお客さま向けには、国際営業室のコンサルティング機能の拡充を図るとともに、訪日外国人の増加によるインバウンド需要を取り込むために国際業務提携先バンコック銀行より講師を迎え2019年4月に「タイ・インバウンドセミナー」を開催しました。また、高い経済成長率など様々な面で注目を集めるベトナムの最大商業都市ホーチミンの提携先現地法人に2019年6月より当行行員1名を派遣し、お客さまのベトナムへのニーズに応えられる体制の構築に取り組んでいます。

事業者のお客さまへのご支援の一環として、2019年9月に開催された「地方銀行フードセレクション」に、販路拡大を目指すお客さまに参加いただきました。「地方銀行フードセレクション」は、地方銀行の取引先さまを参加対象とした、地方銀行55行とリッキービジネスソリューション(株)が共同で開催する「食の商談会」であり、今回が3回目の参加となります。引き続き、大分県内外の販路開拓・販路拡大のニーズに対して支援を行ってまいります。

2020年2月には、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまへの支援を目的として、「特別相談窓口の設置」及び事業者の皆さま向け融資商品「観光応援ファンド（新型コロナウイルス対策サポート）」の取扱いを開始いたしました。また、新型コロナウイルス等災害への対応に際し、当行と日本政策投資銀行が協調し地域経済の発展に寄与することを目的とする「災害対策業務協力協定」を締結しており、今後も各金融機関との連携を一層深め、円滑な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

地方創生への取組みについては、当行グループメンバーで構成した「地方創生プロジェクトチーム」が中心となって、県内18地方公共団体との「地域創造連携協力協定」に基づき、地域の抱える課題の解決策の検討・実施に取り組んでいます。具体的には地域創造部を所管部として、観光振興・PPP/PFI組成支援・一次産業振興支援・空き家対策・社会貢献等の各種施策を実施しています。

更に、県内4大学や三菱UFJ銀行・宮崎銀行とも地方創生にかかる連携協定を締結し、それぞれの強みやノウハウを活かしながら、相互の発展や地域活性化に貢献できる取組みを推進しています。

また、地方創生のプラットフォームとして当行が設立支援した地域商社「Oita Made(株)」を通じ、地域産品開発・販売、観光まちづくり等の地域活性化に資する活動のサポートも継続しています。

Oita Made(株)の商品開発支援については「JAPAN BLUE万年筆」、「有機緑茶とかぼすのブレンドティー」に続き、2019年12月には宮崎銀行と当行の連携に基づくビジネスマッチングにより新商品「キャラいもかぼす」を販売するなど、新たな地域産品の開発に尽力しています。観光面では当行と旅行サービス手配業の認可を受けたOita Made(株)とが連携することで、一般的な観光地の周遊だけでなく、おおいと和牛をはじめとした『大分ならではの』の商品を取扱っている事業者や海外輸

出に関心のある取引先の訪問、つまり、生産・加工現場の視察・商談等も行う「ビジネスと観光をミックスした高付加価値なツアー」の企画も行い、2019年には台湾から3回、累計で81名を誘客することができました。当行としては同様のツアーが、将来的な取引先の成長に繋がるとともに、地域に根付く産業育成や魅力発信にも寄与できることから、今後も積極的にサポートしていく方針です。

社会貢献関連では、グラウンドゴルフ大会やファミリーテニス大会など幅広い年齢層を対象としたスポーツイベントへのボランティア派遣や協賛を通じて地域スポーツの振興に取り組んでおります。また文化面におきましても、毎月2回のミニコンサート開催や本店画廊でのロビー展開催により、地元芸術家を支援するとともに、地域の皆さまに芸術に触れる機会を提供しております。

当行のフラッグシップビル大分銀行宗麟館におきましては、お客さま支援を目的とした「新入社員ビジネスマナー研修」や「働き方改革セミナー」など各種セミナーを開催するとともに、製品展示会、観光PR展などこれまで同様に開催いたしました。

今後も、お客さまのニーズに幅広く対応すべく努めてまいります。

●店舗等

営業店舗につきましては、お客さまニーズや地域特性、店舗特性に応じて「出店」「移転」「建替え」「統廃合」「店舗機能見直し」等の店舗施策を随時実施しております。

2019年度につきましては、2020年1月に上野支店をソーリン支店へ統合いたしました。

また、2019年5月に亀川支店を鉄輪支店へ、2020年3月に医科大学前支店を賀来支店へ、店舗内店舗方式（※）にて移転統合をいたしました。

（※）店舗内店舗方式とは、複数の店舗を一つの店舗内で営業する方式のことであり、実施後も店舗数に変更はありません。

2020年3月末の店舗数は93店舗（本支店87カ店、出張所6カ店）、店舗外ATM等設置箇所は132カ所（145台）となっております。

今後も引き続き、お客さまの利便性向上に繋がる店舗施策を検討、実施してまいります。

事業の成果

● 当期の概要

厳しい経営環境のなか、役職員一丸となって業績向上に努め、次のような結果となりました。

【預金等】

当期末の預金及び譲渡性預金の合計残高は、前期末に比べ358億円増加し3兆249億円となりました。

【貸出金】

当期末の貸出金残高は、前期末に比べ69億円減少し、1兆8,391億円となりました。

【有価証券】

当期末の有価証券残高は、前期末に比べ242億円減少し、1兆995億円となりました。

【損益状況】

経常収益は、国債等債券売却益が増加したものの、貸倒引当金戻入益の減少等により、前期に比べ11億46百万円減少し、504億27百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額や株式等償却が増加したものの、国債等債券売却損の減少等により、前期に比べ28億23百万円減少し、422億56百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期に比べ16億76百万円増加し、81億71百万円となりました。

また、当期純利益は、減損損失や法人税の増加により、前期に比べ5億88百万円減少し、43億33百万円となりました。

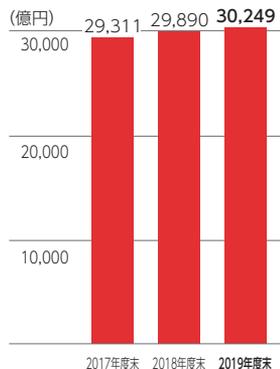
なお、2019年度にスタートした「中期経営計画2019」（2019年4月～2021年3月）において、次の経営目標を掲げ、その実現に取り組んでまいりました。当計画の達成度は下表のとおりです。

2019年度末における目標指標		2019年度実績
親会社株主に帰属する当期純利益	45億円	50億円
OHR	81.8%	72.6%
自己資本比率	10.05%	10.01%

主要な指標の推移

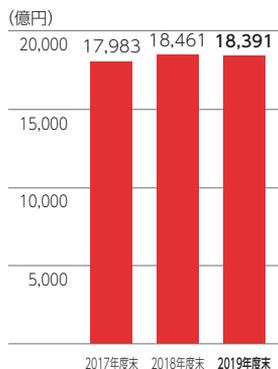
■ 預金等

30,249 億円
(前期比 +358億円)



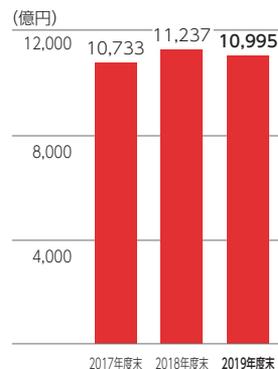
■ 貸出金

18,391 億円
(前期比 △69億円)



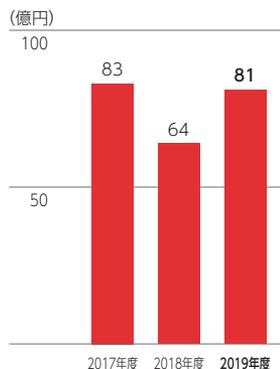
■ 有価証券

10,995 億円
(前期比 △242億円)



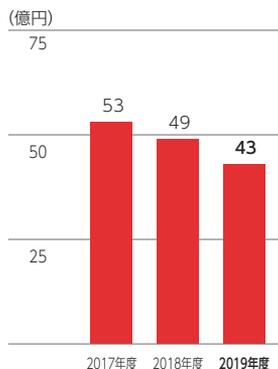
■ 経常利益

81 億円
(前期比 +16億円)



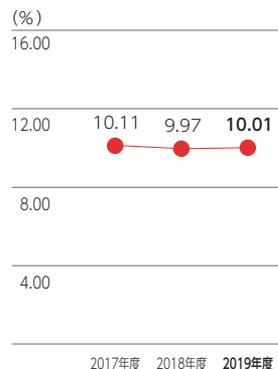
■ 当期純利益

43 億円
(前期比 △5億円)



■ 自己資本比率

10.01 %
(前期比 +0.04%)



● 当行が対処すべき課題

現在取り組んでいる「中期経営計画2019」では、引き続き「コンプライアンス」を全ての施策の大前提に据え、基本方針「CSVの進化」に取り組むことによって、地域と当行自身のサステナビリティ（持続可能性）を最大化していくことが、対処していくべき最大の課題であると認識しております。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響が全世界に広がり、我が国においても緊急事態宣言が発せられるなど未だその収束が見えない状況下、社会活動の制約は生産や消費などの経済活動の収縮を引き起こしています。

また、社会的な課題に目を向けても、地方を中心に人口減少・少子高齢化や企業における人材の不足、後継ぎのない中小企業の廃業増加等に直面しており、地域経済にとって大きな正念場を迎えております。

そうした厳しい経営環境の中、地域のリーディングカンパニーとして、そして「地域密着化戦略」を掲げる地域金融機関として、地域の人や企業に寄り添い、共有価値の創造を実現してまいります。

地方銀行として収益を確保して存続を図っていく私企業であるとともに、持続可能な地域社会を創造する役割を担う、公益性の高い使命を全うし、地域と当行のサステナビリティの最大化を両立させていくことを通じて、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまには、当行の取組みに対しまして、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	26,961	28,084	28,683	29,190
定期性預金	9,221	8,999	8,863	8,768
その他	17,740	19,085	19,819	20,422
貸 出 金	17,389	17,983	18,461	18,391
個人向け	4,547	4,706	4,837	5,045
中小企業向け	7,341	7,594	7,744	7,887
その他	5,500	5,682	5,880	5,458
商品有価証券	0	—	—	—
有 価 証 券	11,262	10,733	11,237	10,995
国 債	2,490	1,701	1,270	1,384
その他	8,771	9,032	9,967	9,611
総 資 産	31,971	32,033	33,111	33,789
内 国 為 替 取 扱 高	185,943	191,858	198,293	199,921
外 国 為 替 取 扱 高	1,843 ^{百万ドル}	1,898 ^{百万ドル}	1,769 ^{百万ドル}	1,708 ^{百万ドル}
経 常 利 益	9,135 ^{百万円}	8,317 ^{百万円}	6,494 ^{百万円}	8,171 ^{百万円}
当 期 純 利 益	6,927 ^{百万円}	5,340 ^{百万円}	4,922 ^{百万円}	4,333 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	440 56 ^{円 銭}	339 47 ^{円 銭}	312 89 ^{円 銭}	275 34 ^{円 銭}

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	58,980 ^{百万円}	60,966 ^{百万円}	61,696 ^{百万円}	60,805 ^{百万円}
経 常 利 益	10,159 ^{百万円}	9,304 ^{百万円}	7,782 ^{百万円}	9,330 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利益	7,540 ^{百万円}	5,976 ^{百万円}	5,759 ^{百万円}	5,081 ^{百万円}
包 括 利 益	2,316 ^{百万円}	8,012 ^{百万円}	6,868 ^{百万円}	△12,150 ^{百万円}
純 資 産 額	1,894	1,963	2,019	1,885
総 資 産	32,110	32,201	33,278	33,930

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
従 業 員 数	1,651人	1,662人
平 均 年 齢	37年 5月	37年 7月
平 均 勤 続 年 数	15年 3月	15年 6月
平 均 給 与 月 額	373千円	374千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 従業員数には、嘱託、臨時雇用員及び海外の現地採用者は含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く2020年3月中（前年度は2019年3月中）の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 分 県	82店（うち出張所 6）	83店（うち出張所 6）
福 岡 県	6店（うち出張所 -）	6店（うち出張所 -）
宮 崎 県	2店（うち出張所 -）	2店（うち出張所 -）
熊 本 県	1店（うち出張所 -）	1店（うち出張所 -）
大 阪 府	1店（うち出張所 -）	1店（うち出張所 -）
東 京 都	1店（うち出張所 -）	1店（うち出張所 -）
合 計	93店（うち出張所 6）	94店（うち出張所 6）

- (注) 1. 上記のほかに、当年度末において事務所を1カ所（前年度末1カ所）、海外駐在員事務所を1カ所（前年度末1カ所）、店舗外現金自動設備を139カ所（前年度末141カ所）それぞれ設置しております。
 2. 当年度において、上野支店をソーリン支店へ統合いたしました。
 3. 大分県内82店には、店舗内店舗を含んでおります。なお、当年度においては、亀川支店が鉄輪支店内に、医科大学前支店が賀来支店内に移転統合しております。

② 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を下記の4カ所新設、6カ所廃止いたしました。

<新 設>

ゆめマート日田出張所、亀川出張所、トキハイディングストリー南大分店出張所、アテオ学園台センター店出張所

<廃 止>

友田出張所、マルシヨク寒田店出張所、マルシヨク羽屋店出張所、新町商店街出張所、フレスポくぼてんタウン共同出張所、マルシヨク東大道店共同出張所

㊦ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

㊧ 銀行が営む銀行代理業務等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

㊦ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,111
---------------	-------

㊧ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器等	569

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する議決権比率	その他
大銀ビジネスサービス株式会社	大分県大分市大字古国府字下堀641番地	文書等保管、現金等の精算・整理業務	1953年2月24日	百万円 20	% 100.00	—
大銀オフィスサービス株式会社	大分県大分市府内町3丁目4番1号	経理関係計算業務	1987年6月6日	20	100.00	—
大分リース株式会社	大分県大分市中央町2丁目9番22号	リース業	1975年4月3日	60	100.00	—
大分保証サービス株式会社	大分県大分市中央町2丁目9番22号	債務保証業	1976年4月14日	20	90.00 (10.00)	—
株式会社大分カード	大分県大分市中央町2丁目9番22号	クレジットカード業	1983年5月28日	50	41.18 (58.82)	—
大銀コンピュータサービス株式会社	大分県大分市城崎町2丁目6番31号	コンピュータ関連業務	1988年5月12日	30	30.00 (70.00)	—
株式会社大銀経済経営研究所	大分県大分市東大道町1丁目9番1号大分銀行宗麟館	金融・経済の調査・研究、経営相談業務	1990年7月5日	30	25.00 (75.00)	—
大分ベンチャーキャピタル株式会社	大分県大分市東大道町1丁目9番1号大分銀行宗麟館	ベンチャーキャピタル業	1997年10月1日	50	25.00 (65.00)	—

- (注) 1. 当行の連結対象会社は、上記の重要な子会社8社であります。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社による間接所有の割合であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	その他
姫野昌治 所有自社株式数：5,940株 (2020年3月31日現在)	取締役会長	監査部		
後藤富一郎 所有自社株式数：1,706株 (2020年3月31日現在)	(代表取締役) 取締役頭取	地域創造部（正）		
菊口邦弘 所有自社株式数：1,406株 (2020年3月31日現在)	(代表取締役) 専務取締役	営業統括本部（除：融資部、 事業支援室）、 地域創造部（副）		
田中秀幸 所有自社株式数：3,392株 (2020年3月31日現在)	常務取締役	市場金融部、事務統括部、 秘書室		
武島正幸 所有自社株式数：1,669株 (2020年3月31日現在)	常務取締役	リスク統括部、融資部、 事業支援室、 営業統括本部（副）		
高橋靖英 所有自社株式数：875株 (2020年3月31日現在)	常務取締役	経営戦略本部、関連会社		
桑野和泉 所有自社株式数：1,285株 (2020年3月31日現在)	(社外取締役) 取締役		株式会社玉の湯 代表取締役社長、 一般社団法人由布院温泉 観光協会理事・常任顧問、 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役	
大崎美泉 所有自社株式数：336株 (2020年3月31日現在)	(社外取締役) 取締役		国立大学法人大分大学 理事・副学長	
衛藤秀樹 所有自社株式数：5,163株 (2020年3月31日現在)	常勤監査役			
木許禎 所有自社株式数：875株 (2020年3月31日現在)	常勤監査役			
岡村邦彦 所有自社株式数：0株 (2020年3月31日現在)	(社外監査役) 監査役		岡村法律事務所、 弁護士、 株式会社ジョイフル 社外監査役	
河野光雄 所有自社株式数：0株 (2020年3月31日現在)	(社外監査役) 監査役		河野公認会計士事務所、 公認会計士、 株式会社ジョイフル 社外監査役	

(注) 1. 桑野和泉氏、大崎美泉氏、岡村邦彦氏及び河野光雄氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。桑野和泉氏及び岡村邦彦氏が代表を務める企業等と当行との間に通常の銀行取引がありますが、取引金額は少額であり、重要な取引には該当いたしません。

2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
(代表取締役) 専務取締役	兒 玉 雅 紀		2019年6月19日	辞任による退任
常務取締役	田 中 賢 児		2019年6月18日	辞任による退任
(社外監査役) 監査役	小 島 庸 匡		2019年6月26日	任期満了による退任

3. 当行の社内監査役は銀行員として業務に精通しており、社外監査役も各々が弁護士や公認会計士として十分な経歴を持っているなど、財務、会計及び法務に関する十分な知見を有しております。

(参考) 1. 役員の主な対外的活動

地位・氏名	対外的活動における役職
取締役会長 姫 野 昌 治	大分経済同友会代表幹事、 一般社団法人九州経済連合会理事・副会長他
取締役頭取 後 藤 富一郎	一般社団法人大分県銀行協会会長他
専務取締役 菊 口 邦 弘	NPO法人大分ウォーターフロント研究会会長他
常務取締役 田 中 秀 幸	大分商工会議所副会頭他
常務取締役 武 島 正 幸	公益社団法人ツーリズムおおいた理事他
常務取締役 高 橋 靖 英	大分県経営者協会副会長他

2. 当行は、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの役割と責任を明確化することによりコーポレートガバナンスの強化を図る目的で、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下のとおりであります。

職 名	氏 名
常務執行役員 本店営業部長	岡 松 伸 彦
常務執行役員 別府支店長	甲 斐 一 義
執行役員 リスク統括部長	相 良 雅 幸
執行役員 市場金融部長	下ノ村 宏 昭
執行役員 法人営業支援部長	佐 藤 泰 則
執行役員 中津支店長	永 松 秀 基

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	10人	(87) 260
監 査 役	5人	60
計	15人	(87) 320

- (注) 1. 支給人数及び報酬等には、2019年6月18日をもって退任した取締役1名、2019年6月19日をもって退任した取締役1名、2019年6月26日開催の第213期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。
2. 上記には、使用人兼務取締役を支払った使用人分報酬等12百万円は含まれておりません。
3. 取締役の株主総会で定められた報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を除く）は年額300百万円以内、監査役の株主総会で定められた報酬限度額は年額70百万円以内であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等の限度額は年額70百万円であります。
4. 報酬等の（ ）書きは、当事業年度に計上した役員賞与60百万円、及び株式報酬型ストック・オプション報酬額27百万円であります。
5. 上記のほかに、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に対し1百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
桑 野 和 泉	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
大 崎 美 泉	
岡 村 邦 彦	
河 野 光 雄	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
桑野和泉	株式会社玉の湯 代表取締役社長、 一般社団法人由布院温泉観光協会 理事・常任顧問、 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役
大崎美泉	国立大学法人大分大学 理事・副学長
岡村邦彦	岡村法律事務所、弁護士、株式会社ジョイフル 社外監査役
河野光雄	河野公認会計士事務所、公認会計士、株式会社ジョイフル 社外監査役

(注) 当行と上記の法人等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
桑野和泉	7年9か月	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席。	当事業年度中の取締役会において、企業経営者としての経験を踏まえ、意見表明を適宜行っている。
大崎美泉	1年9か月	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席。	当事業年度中の取締役会において、学識者としての専門知識を踏まえ、意見表明を適宜行っている。
岡村邦彦	3年9か月	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席、監査役会24回のうち23回に出席。	当事業年度中の取締役会等において、弁護士としての専門知識を踏まえ、意見表明を適宜行っている。
河野光雄	9か月	就任後開催された取締役会16回すべてに出席、監査役会16回すべてに出席。	当事業年度中の取締役会等において、公認会計士としての専門知識を踏まえ、意見表明を適宜行っている。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が2回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	26	—

(注) 1. 支給人数及び銀行からの報酬等には、2019年6月26日開催の第213期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。
2. 上記のほか、2012年6月26日開催の第206期定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に対し1百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	30,000千株
	発行済株式の総数	16,243千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	6,508名
-------------	--------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	790千株	5.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	730	4.63
明治安田生命保険相互会社	689	4.38
日本生命保険相互会社	510	3.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	443	2.81
大分銀行行員持株会	352	2.24
大同生命保険株式会社	263	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	235	1.49
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	231	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY	228	1.45

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式を503千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 伊藤 次男 指定有限責任社員 荒牧 秀樹 指定有限責任社員 宮寄 健	55	(非監査業務) 収益認識に関する会計基準の適用準備に関する助言・指導業務の報酬が3百万円あります。(注) 2 (報酬等について監査役会が同意した理由) (注) 3

- (注) 1. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は64百万円であります。
2. 当該非監査業務の契約期間は2020年1月から2020年12月であります。
3. 監査役会は、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料と報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や過去の監査実績、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠を検討した結果、当該報酬額は妥当であることを確認のうえ、同意しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役の全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人に法令等違反や、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断できる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことにする議案の内容を決定いたします。

第214期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		50,427
資金運用収益	36,430	
貸出金利息	21,451	
有価証券利息配当金	14,809	
コールローン利息	34	
預け金利息	90	
金利スワップ受入利息	26	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	8,019	
受入為替手数料	2,725	
その他の役務収益	5,293	
その他業務収益	2,397	
国債等債券売却益	2,397	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	3,579	
株式等売却益	2,707	
金銭の信託運用益	19	
その他の経常収益	852	
経常費用		42,256
資金調達費用	949	
預金利息	363	
譲渡性預金利息	135	
コールマネー利息	51	
売現先利息	301	
債券貸借取引支払利息	95	
借用金利息	2	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	2,272	
支払為替手数料	955	
その他の役務費用	1,316	
その他業務費用	6,882	
外国為替売買損	726	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	3,382	
金融派生商品費用	2,773	
営業経費	27,605	
その他経常費用	4,546	
貸倒引当金繰入額	1,523	
貸出金償却	0	
株式等売却損	679	
株式等償却	1,551	
その他の経常費用	791	
経常利益		8,171
特別利益		124
固定資産処分益	124	
特別損失		902
固定資産処分損	90	
減損損失	811	
税引前当期純利益		7,392
法人税、住民税及び事業税	3,171	
法人税等調整額	△112	
法人税等合計		3,059
当期純利益		4,333

第214期末(2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	337,044	預 金	2,911,088
買入金銭債権	3,236	譲渡性預金	101,146
金銭の信託	17,939	売現先勘定	18,773
有価証券	1,095,311	債券貸借取引受入担保金	8,517
貸出金	1,832,686	借 用 金	99,716
外国為替	8,361	外国為替	187
リース債権及びリース投資資産	16,278	その他の負債	38,417
その他の資産	52,234	賞与引当金	1,109
有形固定資産	30,664	退職給付に係る負債	7,023
建物	5,327	役員退職慰労引当金	23
土地	21,048	睡眠預金払戻損失引当金	1,757
リース資産	20	再評価に係る繰延税金負債	4,448
建設仮勘定	10	支 払 承 諾	12,237
その他の有形固定資産	4,256	負債の部合計	3,204,447
無形固定資産	1,291	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,176	資 本 金	19,598
その他の無形固定資産	114	資本剰余金	13,778
退職給付に係る資産	7,368	利益剰余金	140,394
繰延税金資産	4,363	自己株式	△ 2,279
支払承諾見返	12,237	株主資本合計	171,491
貸倒引当金	△ 25,998	その他有価証券評価差額金	10,899
		繰延ヘッジ損益	△ 593
		土地再評価差額金	8,958
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,483
		その他の包括利益累計額合計	16,780
		新株予約権	237
		非支配株主持分	59
		純資産の部合計	188,568
資産の部合計	3,393,016	負債及び純資産の部合計	3,393,016

第214期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		60,805
資金運用収益	37,387	
貸出金利息	22,406	
有価証券利息配当金	14,811	
コールローン利息及び買入手形利息	34	
預け金利息	90	
その他の受入利息	44	
役務取引等収益	8,821	
その他業務収益	11,018	
その他経常収益	3,578	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	3,577	
経常費用		51,475
資金調達費用	968	
預金利息	363	
譲渡性預金利息	135	
コールマネー利息及び売渡手形利息	51	
売現先利息	301	
債券貸借取引支払利息	95	
借入金利息	21	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	2,272	
その他業務費用	14,369	
営業経費	29,035	
その他経常費用	4,829	
貸倒引当金繰入額	1,759	
その他の経常費用	3,069	
経常利益		9,330
特別利益		124
固定資産処分益	124	
特別損失		912
固定資産処分損	94	
減損損失	811	
その他の特別損失	6	
税金等調整前当期純利益		8,541
法人税、住民税及び事業税	3,578	
法人税等調整額	△ 118	
法人税等合計		3,460
当期純利益		5,081
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		5,081

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社 大分銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大分事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大分銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第214期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

Ⅰ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社 大分銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大分事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次 男 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀 樹 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 寄 健 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大分銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大分銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第214期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 大分銀行 監査役会

常勤監査役 衛 藤 秀 樹 ㊟

常勤監査役 木 許 禎 ㊟

社外監査役 岡 村 邦 彦 ㊟

社外監査役 河 野 光 雄 ㊟

以 上

Q & A

よくある**質問**について
お答えいたします。

Q1 2020年3月期の**業績**について教えてください。

A

- (1) 2020年3月期決算は、経常利益ベースで減収増益決算となりました（当期純利益ベースでは減収減益）。
- (2) 経常収益は、国債等債券売却益が増加したものの、貸倒引当金戻入益や貸出金利息、その他の経常収益が減少したことなどから前期対比で11億円減少しました。
- (3) 経常費用は、貸倒引当金繰入額および株式等償却が増加したものの、国債等債券売却損および株式等売却損が減少したことから、前期対比で28億円減少しました。
- (4) 経常利益は、経常収益の減少を経常費用の減少が上回ったことから、前期対比で約17億円増加しました。
- (5) 当期純利益は、減損損失および課税所得の増加による法人税の増加により前期対比6億円減少しました。

Q2 「**中期経営計画2019**」の**取組結果**について
教えてください。

A

- (1) 地域密着型金融の実践に全行一丸となって取り組む中で、お客さまの真のニーズに応える活動を継続して実践した結果、「中期経営計画2019」の3つの計数目標のうち、「連結当期純利益」「OHR」の2項目が達成となりました。なお、「自己資本比率」については、県内の中小企業や個人のお客さまへの円滑な資金供給に積極的にお応えしたことなどから、リスク・アセットが増加したため未達となりました。
- (2) 引き続き、地域に根差したサービスを実践し、高い付加価値を生み出していくことによって地域と一体となった成長、発展を実現してまいります。

Q3 株主還元・配当の**考え方**について教えてください。

A

- (1) 当行は、銀行業としての公共性に鑑み、長期的かつ安定的な経営基盤の強化と経営の効率化並びに内部留保の充実による財務体質の強化に努めている中、安定配当を継続実施していくことを株主の皆さまへの利益還元の基本方針としております。
- (2) 利益還元につきましては、当期の利益水準や自己資本の充実度等を勘案しながら水準を決定し、安定的な配当を主体に実施してまいります。なお、2020年3月期の配当につきましては、一株当たり年間配当金80円とさせていただきます予定です。
- (3) 今後につきましても、蓄積した内部留保をお客様の利便性やサービスの向上、当行の収益向上及び経営の効率化等に活用し、経営基盤の一層の強化を図ると共に、安定的かつ継続的な株主の皆さまへの利益還元に努めてまいります。

Q4 大分銀行の**経営戦略**を教えてください。

A

- (1) 当行では、期間を定めず恒久的に取り組んでいく経営戦略として「地域密着化戦略」を掲げております。これによって、容易に模倣されない競争優位性を確立し、持続的で卓越した収益力の実現を目指しております。
- (2) そのような中、当行の主要な経営基盤である大分県内をはじめとした各地域においては、人口の減少や法人数の伸び悩みなど様々な社会的課題が顕在化しております。
- (3) 2019年度にスタートした「中期経営計画2019」では、基本方針を「CSV (Creating Shared Value : 地域と当行の共有価値の創造) の進化」と定め、コンプライアンスと生産性向上をすべての施策の根底に置きつつ、社会的課題の解決に資するべく、引き続き地域の産業支援やお客さまの直接支援を実践してまいります。

Q5 **SDGs (持続可能な開発目標) の取組状況**について教えてください。

A

- (1) 「中期経営計画2019」の施策にSDGsの考え方を盛り込み、地域の人口減少をはじめとする地域の社会的課題の解決を図っていくことを通じて、地域全体、お客さま、そして当行自身のサステナビリティ (持続可能性) の最大化に努めてまいります。
- (2) 直近の具体的な取り組みとしては、2020年1月に環境省と中・南九州の4行にて「中・南九州の地域循環共生圏に関する連携協定」を締結しました。同じく2月には、当行グループとしてのSDGs宣言を公表するなどして、取り組みを強化しております。
- (3) 当行では、今後も地方公共団体ほか関係者とも連携しながら、地域づくり、まちづくり活動への取組みを更に強化してまいります。

大分銀行のSDGsに対する考え

私たち大分銀行は、SDGsの達成について主体的に貢献すべきと考えています。そのため、自分たちがステークホルダーに提供するサービスやCSR活動と、SDGsの掲げる17の目標が、どのように関連しているのかについて議論・検討し、該当

大分銀行のSDGs達成に向けた取り組み



地方創生

県内18自治体との地域連携協定や地域商社「OitaMade株式会社」の活用等を通じて、「まちづくり」や「地域産業の振興（地域産品の支援、観光振興等）」を推進する。

◀ 地域創造連携協力協定（包括連携） 「大分県との包括連携の締結の様子」

県内18自治体との、包括連携から得られる情報や知見を活かし、「まちづくり」に主体的に関与しています。



少子高齢社会への対応

事業承継や相続等、金融サービスを通じて少子高齢社会のニーズに応じていくと共に、地域の金融リテラシー向上を図り、地域社会の健全な資産形成を図る。

◀ 「地域貢献大賞」受賞

株式会社日本M&Aセンター主催の「第七回バンクオブザイヤー※」にて、九州・沖縄地区で最も優れた実績を挙げたことが評価され「地域貢献大賞」を受賞。
※株式会社日本M&Aセンターが「全国金融M&A研究会」に加入している金融機関の中から、前年度の協働において特に顕著な実績、優れた事例のあった金融機関を表彰するもの。



☑ SDGs（エスディージーズ）とは？

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2030年までに、すべての人々にとって、より良い世界をつくるために最も必要な17のグローバル目標を示します。SDGsの目標はお互いに関連しており、誰ひとり置き去りにしないために、期限までに各目標を達成することが重要です。なお、

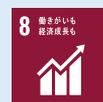
する目標を中期経営計画や各事業戦略に組み込む形で企業活動を行っております。SDGs達成に向けた大分銀行の取り組みの一部をご紹介します。



ダイバーシティ・働き方改革

多様な人財（女性や高齢者等）が活躍できる職場環境を整えると共に、仕事と生活（育児、介護等）の両立支援を通じて、雇用環境改善等に率先して取り組むなど、地域の生産性向上に貢献する。

◀ 昨年「健康経営優良法人ホワイト500」を大分県で初めて取得。今年も2年連続で取得しています。



環境に配慮した社会の実現

再生エネルギーの普及をはじめとする脱炭素社会に向けた投融资を推進する等、環境に配慮した持続可能な社会づくりを金融の側面から支援する。

◀ 「大分銀行アプリ」で使用できる「スマート通帳」の普及を通じて、森林資源の保全に間接的に貢献しています。



このSDGsは全国連加盟国（193カ国）に採択されており、各国の国内における達成目標を設定し、定期的なモニタリングが定められるなど、世界中の人々が力を合わせて積極的に課題解決を推進していくことも特徴です。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場 ご案内図

会場

大分県大分市府内町3丁目4番1号

大分銀行本店
7階 大会議室

会場までの アクセス



JRをご利用の場合

JR「大分駅」下車

府内中央口(北口)より徒歩**10分**



バスをご利用の場合

大分バス・大分交通「竹町」下車

徒歩**1分**

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

2019年10月1日より、「建物内禁煙」「就業時間内禁煙」を実施しています。株主総会会場を含む建物内に喫煙場所はございません。

株式会社大分銀行



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。